

○環境省告示第六十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十四の規定に基づき、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成十八年七月環境省告示第九十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月二十四日から適用する。

平成二十一年十一月十日

環境大臣 小沢 鋭仁

第二項中第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 廃ポリ塩化ビフェニル等（令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）  
（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）
- 二 ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）  
（微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物

が廃棄物となったものに限る。）

三 ポリ塩化ビフェニル処理物（令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）（前二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものに限る。）